占冠村猟区管理規程（様式類は除く）

（猟区の設定者）

第１条　この猟区は、占冠村が設定する。

（猟区の名称）

第２条　この猟区の名称は、占冠村猟区（以下、「猟区」という。）とする。

（区域）

第３条　猟区の区域は、北海道勇払郡占冠村の全域とする。（ただし、別表「占冠村猟区から除く土地の一覧表」に掲げる土地及び日高山脈森林生態系保護地域を除く。）

（存続期間）

第４条　猟区の存続期間は、令和６年９月 15 日から令和 16 年９月 14 日までとする。

（猟区設定者の事務所の位置）

第５条　猟区の事務所は、北海道勇払郡占冠村字中央、占冠村役場内に置く。

（猟区管理者）

第６条　猟区管理者は、占冠村長とする。

（入猟申込みの手続）

第７条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第 55 条第１項の規定による登録を受けた者で、猟区に入猟しようとする者（以下、「狩猟者」という。）は、入猟希望の日の 60 日前から７日前までの間（以下、「申込み期間」という。）に狩猟者登録証の写しを添えて、別記第１号様式で猟区管理者の入猟の申込みをしなければならない。ただし、狩猟者登録証が未交付の場合、狩猟者登録申請書の写し又は狩猟免状の写し及びハンター保険の写しで代替できる。

２　入猟の承認を受けた者が延長して入猟する場合は、入猟承認証の提示によって申し込むことができる。

（入猟承認の基準）

第８条　狩猟者の入猟日は、毎年９月 15 日から翌年 2 月末日までの期間とする。ただし、エゾシカについては北海道における占冠村猟区のエゾシカ可猟期間とする。

２　猟区管理のために必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、入猟制限する場合がある。

３　入猟させる狩猟者の数は、入猟日１日につき６人以内とし、狩猟者の数が入猟日１日につき入猟させる数を超える場合は、先着順によりこれを制限する。

４　最近の３登録年度の間において第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。

（入猟承認の通知方法）

第９条　入猟を承認された者（以下、「入猟者」という。）に対するその旨の通知は、別記第２号様式の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

（入猟承認料及びその納付の方法）

第10条　入猟承認料は、入猟者１人１日につき10,000円とする。

２　入猟者は、猟区管理者の指定する期日までに、現金又は為替をもって猟区管理者に入猟承認料を納入しなければならない。

３　入猟承認料の払戻しは、行わない。ただし、猟区管理者が入猟承認を取り消した場合は、この限りでない。

４　次の各号に定める場合、猟区管理者は入猟者の入猟承認料を免除することができる。

(1)　法第9条第1項の許可を受けて鳥獣を捕獲するとき

(2)　猟区管理者が実施する講習会等で入猟するとき

(3)　その他猟区管理者が必要と認めるとき

（入猟承認証に関する事項）

第11条　猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記第２号様式による入猟承認証及び別記第７号様式による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1)　入猟承認料が未納であるとき。

(2)　入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。

(3)　入猟承認通知書の名義が当該入猟者でないとき。

２　猟区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について、別記第８号様式による腕章を交付する。

３　入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したとき（その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。）は、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該入猟者は紛失した腕章１個につき実費分を納めなければならない。

（入猟者の守るべき条件）

第12条　入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

(1)　入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(2)　入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならない。

(3)　入猟者は、猟区管理者が当該入猟者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着けさせなければならない。

(4)　入猟者は、入猟承認証及び腕章を他人に引き渡してはならない。

(5)　入猟者は、第13条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならない。

(6)　入猟者は、案内人の案内により狩猟しなければならない。また、案内人の指示に必ず従わなければならない。

(7)　入猟者は、猟区の区域内においてたき火をしてはならない。

(8)　入猟者は、猟区の区域内において農作物又は樹木等を損傷してはならない。

(9)　入猟者は、退猟の際に、猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返納しなければならない。

（狩猟を禁止する区域の指定に関する事項）

第13条　猟区管理者は、猟区管理上必要がある場合は、猟区の区域内に狩猟禁止区域を設けることができる。

（捕獲の制限に関する事項）

第14条　入猟者の１日あたりの捕獲頭(羽)数は、次の表に掲げるとおりとする。

狩猟鳥獣の種類	１日あたりの捕獲数の上限
ニホンジカ（エゾシカ）	２頭。ただし、メス２頭又はオスメス各１頭。
ヒグマ	ヒグマの捕獲は猟区管理者が認めた場合に限る。
その他の狩猟鳥獣	環境大臣が定める猟区以外の捕獲上限数

（猟法又は猟具の制限に関する事項）

第15条　入猟者は、猟区の区域内において、第１号に掲げる猟法を用い,又は第２号に掲げる猟具を使用する場合は猟区管理者の許可を得なければならない。

(1)　猟法　笛又はテープレコーダを使用する方法

(2)　猟具　網、わな

（猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項）

第16条　猟区管理者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、樹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を調査の上補償するものとする。

（入猟証明書）

第17条　猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記第４号様式の入猟証明書を交付するものとする。

（法第９条第１項の許可を受けた者の取扱い）

第18条　法第９条第１項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

２　猟区管理者は、前項の申込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

３　第１項の申込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては,猟区管理者が交付する別記第10号様式の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

（猟区内における猟犬の使用の届け出）

第19条　猟区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出るものとする。ただし猟区管理者が管理上に支障があると判断した場合は、承認しないことができる。

(1)　猟犬の使用

(2)　猟犬の訓練

(3)　前各号に掲げる行為に類似する行為

（猟区の職員）

第20条　猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

２　猟区主任は、別記第５号様式による猟区主任証を携帯するとともに、別記第10号様式による腕章を着けるものとする。

３　巡視員は、別記第６号様式による巡視員証を携帯するとともに、別記第12号様式による腕章を着けるものとする。

（ガイド）

第21条　猟区管理者は、入猟者にガイドを付するものとする。

２　ガイドは、別記第７号様式による案内人証を携帯するとともに、別記第11号様式による腕章を着けるものとする。

３　ガイド料は、ガイド１人１日につき20,000円とする。ガイド１名が案内できる入猟者の数は２人以内とする。ただし、猟区管理者が開催する講習会等についてはこの限りではない。

４　ガイドは獲物の確実な回収を目的として、入猟者が半矢にした個体に限り、入猟者の同意を得て、これに向かって発砲することができる。なお、ガイドの

発砲により捕獲した捕獲物については、第14条の規定に基づく入猟者の捕獲に含める。

（退猟の命令等）

第22条　猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、直ちに北海道知事及び富良野警察署長に届け出なければならない。

２　巡視員及びガイドは、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。

（違反者の処分）

第23条　入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

(1)　第12条第1項から第7号の規定に違反したとき10,000円

(2)　第14条の規定に違反したとき、この規定に違反して捕獲したエゾシカ１頭につき50,000円、その他狩猟鳥獣10,000円。

（賠償金）

第24条　入猟者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害（猟区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。）について賠償金を支払わなければならない。

２　入猟者の故意又は過失による発砲により、他人の身体又は財物に損害を与えた場合、その全てにおいて入猟者が賠償金を支払わなければならない。

（委任）

第25条　この規程に定めるもののほか、猟区の管理に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この訓令は、北海道知事の認可の日から施行する。

別表（第３条関係）

占冠村猟区から除く土地の一覧表

占冠村字占冠
２４０－２、２４０－６、２４１－２、２４９－１、２４９－２、２４９－３、２５０－１、２５０－６、２５０－１０、２６５－５、２６５－６、２６５－７、２６６、２６７－７、２７２－４、２７２－５、２６９１－２
占冠村字トマム原野
１３７１－１、１３７２－１、１３７２－３
占冠村字トマム
５４８－１、５４８－２、５４８－５、５６０－１、５６０－２、５６１－１、５６１－１２、５８７、１３７０－１、１２７０－２
占冠村字上トマム
２４１５－１、２４１６－１、２４１８－１、２４１８－４、２４１８－６、２４１８－７、２４１８－８、２４３６－１、２４３７－１、２４３８－１、２４３９－１、２４４０－１、２４４０－８、
占冠村字シムカプ原野
３８－２、３８－１０、３８－１１、３８－１２、３８－１３、３８－１４、３８－３４、３８－３５、３８－３６、３８－３７、３９－３、３９－６、３９－１５、３９－１６、３９－１７、３９－２２、３９－３２、３９－３９、３９－７７、３９－８５、４１－１、４１－３、４６－１２０、４６－１４３、

４６－２０４、４６－２４１、４６－４１６、６０－２５、６０－２６、６０－２７、６０－２８、６０－２９、７１－１、７１－４、７１－５、７１－１４、７６－１、７６－２、７６－４、７６－５、７６－６、７６－７、７６－１０、７６－１１、７６－１２、７６－１３、７６－１４、７６－１５、７７－１、７７－７、７７－８、７８－１、７８－２、７８－３、７８－４、７８－５、７８－６、７８－７、７９－１、７９－２、７９－５、７９－６、８０－１、８０－３、１１４－２、１１４－１１、１３１－１、１３１－３、１３１－４、１３１－６、１３２、１３３、１３５－５、１３８－１、１３８－２、１３８－３、１３８－４、１３８－５、１３８－６、１３８－９、１３８－１０、１３８－１３、１３８－１６、１３８－１９、１３８－２０、１３８－２２、１０１９－１、１０１９－３、１０１９－４、１０１９－５、１０２１－１４、１０３４－３、１５６５－１、１５６５－２、１５６６、２０６２－３、２７１５－１、２７１５－２、２７１５－８、２７１５－９、２７１６－１、２７１６－６、２７１６－７、２７１６－８、２７１７－１、２７１７－４、２７３９、２７４０、２７４８－１、２７４８－３、２７４８－４、２７４９－１、２７４９－２、２７５０－１、２７５０－２、３０２５、３１１０－１
占冠村字シムカプ
４９０－２、４９０－７、１０６７－２
占冠村字クテクウンナイ原野
１０１０－１、１０１０－３、１０１１－１、１０１１－２、１０１１－３、１０８３－１、１０８４－１、１０８４－２、１０８４－９、１２７５－１、１２７７－１、１３２０－１、１３２０－２、１３２０－３、１３２０－４、１３２０－６、１３２１－１、１３２１－２、１３２１－３、１３２１－４、１３２１－５、１３２２、１６７２、１６７３、１６７４、１６７７、１６８９、１６９２
占冠村字クテクウンナイ
１３４１－１、１３４１－２、１３４３－１、１３４３－２、１３４４、２３２３－１、２３２３－２、２３２４、２３２９－２、２３２９－４、２３２９－５
勇払郡占冠村字無し
９７－１８